

○社会福祉法人阪神福祉事業団役員等報酬規程

(平成29. 6.12 制定)

社会福祉法人阪神福祉事業団役員等報酬規程(昭和39年12月23日制定)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人阪神福祉事業団(以下「事業団」という。)定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき事業団の理事、監事及び評議員に対する報酬その他これに付随して支払う手当(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち事業団の事務局及び各施設を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の役員及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第2条の2 次に掲げる役員等に当該各号に定める報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与、通勤手当
- (2) 非常勤役員等 業務に応じた報酬

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員に支給する報酬等は次のとおりとする。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 社会福祉法人阪神福祉事業団職員給与規則(平成20年2月12日制定。以下「給与規則」という。)の適用を受ける者の支給基準に準じて支給する。
- (3) 通勤手当 給与規則の適用を受ける者の支給基準に準じて支給する。

2 非常勤役員等には、その業務に対して別表2に定める額の報酬を支給する。

(職員給与との併給及び退職手当の支給)

第3条の2 事業団職員(以下「職員」という。)が職員として在籍のまま常勤役員である期間は、前条に定める報酬は支給せず、当該職員が支給されていた給与を基本として、給与規則に基づき給与を支給する。

2 前項の場合において、退職手当の支給を受けることなく引き続き常勤役員となった者については、事業団が定める定年退職の日までの常勤役員としての在任期間は、職員としての勤続期間とみなして、社会福祉法人阪神福祉事業団職員退職手当支給規程に規定する退職手当を支給する。

(旅費の支給)

第4条 役員等が、事業団の職務のため旅行したときは、社会福祉法人阪神福祉事業団の旅費に

関する規程に基づき、その旅行について旅費を支給する。

(報酬等の支給の対象外)

第5条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、地方公共団体の特別職に属する常勤職員及び一般職の職員が役員等を兼ねている場合においては、当該報酬等及び旅費の支給はしない。

(支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給方法は給与規則の適用を受ける者の例による。

2 非常勤役員等に対する報酬は、その業務の都度支給する。

(公表)

第7条 事業団は、この規程をもって、役員等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

別表1(常勤役員の報酬)

役職名	月 額
理事長	500, 000円
常務理事	460, 000円

別表2(非常勤役員等の報酬)

業 務	1回あたりの額
理事会、評議員会及び監事監査、その他事業団の会議等への出席	10, 000円

付 則(平成29年6月12日)

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

付 則(令和7年3月28日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。